

改正

令和2年2月14日告示第16号

令和3年3月25日告示第84号

田村市介護予防・日常生活支援総合事業住民主体型サービス補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、田村市訪問型サービスB実施団体、田村市通所型サービスB実施団体及び田村市訪問型サービスD実施団体に対して補助金を交付することについて、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年田村市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる経費は、事業実施団体が行う事業に要する経費とする。

- (1) 事務用品費
- (2) 印刷製本費
- (3) 役務費（通信費、保険料）
- (4) 支援の利用調整を行う者に係る人件費
- (5) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動にかかる経費については、原則として補助金の対象としない。

- (1) 営利事業又はこれに類似するもの
- (2) 宗教的活動又は政治的活動に関するもの
- (3) 当該事業について、本市及び他団体から別途補助金の交付を受けているもの
- (4) 社会通念上、公金を支出することが適当でないもの
- (5) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
- (6) 要支援者等に対する支援等と関係のない従業員の募集・雇用に要する経費
- (7) 団体の構成員（支援の利用調整を行う者を除く。）に係る人件費
- (8) 食糧費
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する様式に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 団体の会則又は規約
- (2) 従事者名簿
- (3) 誓約書（様式第1号）
- (4) 事業計画書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第4条 市長は、前条の交付の申請があったときは、申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは補助金の交付を決定し、規則第7条に規定する補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助の額)

第5条 補助金の額は、別表で定める額とする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受ける者は、補助事業が完了したときは、規則第14条第1項に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第3号）
- (2) 訪問型サービスB事業報告書（様式第4号。訪問型サービスBに限る。）
- (3) 通所型サービスB事業報告書（様式第5号。通所型サービスBに限る。）

- (4) 訪問型サービスD事業報告書（様式第6号。訪問型サービスDに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、第2条に規定する事業が完了し、前条の実績報告書が提出され事業の完了を確認した後交付する。ただし、次の表の期別ごとに概算払により補助金を交付することができる。

期別	算定月	算定期間
第1期	4月から9月	6か月分
第2期	10月から3月	6か月分

2 概算払による交付を受けようとするものは、補助金交付決定通知書を受けた日以降に期別ごとに、補助金交付（概算払）請求書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) 期別ごとの事業計画書（様式第2号）
- (3) 期別ごとの事業実績報告書（様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号）
（返還命令）

第8条 補助金の交付を受けようとする者又は既に交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は補助金を交付せず、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第3条及び前条の書類の記載事項に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 事業の実施状況が不相当と認められるとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、補助金の使用が不相当と認められたとき。

（情報の公表）

第9条 第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請した実施主体の情報について、原則として公表する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月14日告示第16号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日告示第84号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

サービス内容	活動経費補助額（上限額）	
	活動経費基本額	活動経費加算額
訪問型サービスB	上限額 10,000円/月	上限額 250,000円/年 （活動1回につき 活動加算 600円 移動支援加算 400円）
通所型サービスB	上限額 10,000円/月	立ち上げ加算 50,000円（活動開始年度のみ） 活動加算 160,000円/年 （活動1回につき 参加者が10人以内 1,200円 参加者が11人以上 2,500円 移動支援加算 1台あたり 400円）
訪問型サービスD	上限額 10,000円/月	活動1回につき 移動支援加算 600円